



(写)

環生第339号  
令和2年2月7日

東京都港区赤坂二丁目16番8号HAGAビルⅡ3F  
株式会社ブルーキャピタルマネジメント

静岡県知事 川勝 平太

伊豆スカイラインC.C.発電所に係る第2種事業の判定について（通知）



静岡県環境影響評価条例第8条第1項の規定により、令和元年12月9日付けで届出のあった伊豆スカイラインC.C.発電所について、貴社からの弁明を踏まえ、同条第3項の規定に基づく判定を行ったところ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるので、同項第1号の規定により次のとおり通知します。

## 1 判定結果

この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がある。

## 2 判定理由

「伊豆スカイラインC.C.発電所」の設置は、静岡県環境影響評価技術指針に規定する判定基準（別添参照）の「1の（2）のウ及び1の（3）のエ」に該当するため。（詳細な理由は別紙のとおり）

### <教示>

- この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、静岡県知事に対し審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求することはできません。（行政不服審査法第18条）
- 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となる）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することはできません。（行政事件訴訟法第14条）

担当 くらし・環境部環境局  
生活環境課環境影響評価班  
電話 054-221-2268

**判定基準の該当項目「1の(2)のウ」について**

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 存在する施設、地域その他の対象 | 野生生物の重要な生息地若しくは生育地 |
| 環境要素            | 動物・植物・生態系          |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 弁明の機会の付与通知書における<br>判定理由 | <p>事業実施区域を含む地域には、希少動物として2019 静岡県レッドデータブックに掲載されているミゾゴイ、ハイタカ、オカダトカゲ等が確認されている。</p> <p>事業実施区域及びその区域からの排水先となる河川には、これらの希少動物の他希少な動植物が生息・生育している可能性がある。また、漁業権の対象種であるアユ等も生息している。</p> <p>このことから、太陽光発電所の建設やパネル等の人工構造物の存在及び反射光等による環境の変化が、これらの動植物の生息・生育環境に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>  |
| 弁明<br>(要約)              | <p>条例は違うが、静岡県自然環境保全条例に伴う調査は不要であると自然保護課から回答を得ている。</p> <p>野生動物の生息基盤となる植生状況について、本事業計画地は、主にゴルフ場・芝地及びスギ・ヒノキ・サワラ植林、一部にアカマツ植林及びコナラ群落が分布する環境に位置している。</p> <p>ゴルフ場・芝地においては、これまでゴルフ場として維持管理されてきた場所であり、スギ・ヒノキ・サワラ植林についても同様にすでに人為的な管理による影響を受けてきている環境となる。アカマツ植林及びコナラ群落についても二次林となっている。</p> <p>本事業計画における改変箇所は、このような環境におけるものであり、環境省において自然度が高いとされる 10、9、8 に該当するような自然草原や自然林、二次林の改変を伴わず、二次的な土地利活用の範囲に限定されること、本事業に用いるパネルは反射光を低減する効果のあるものを用いる計画であることから、本事業は事業計画地及びその周辺において、ミゾゴイ、ハイタカ、オカダトカゲ等、動植物の生息・生育環境への影響を低減できているものと考えている。</p> |
| 弁明に対する県の見解              | <p>県自然環境保全条例では、土地の形質の変更が 5 ha 以上となる事業、絶滅危惧種の生育・生息が確認された場合は土地の形質の変更が 1 ha 以上となる事業が、自然環境保全協定締結の対象であり調査が必要となるが、当該事業は土地の形質の変更が 1 ha 未満であるため、調査が不要とされたものである。しかしながら、今回の判定で動植物の生息・生育環境に相当程度の環境を及ぼすおそれがあるとした要因は、太陽光発電所の建設(森林の伐採等)やパネル等の人工構造物の存在、反射等による環境の変化によるものであり、土地の形質の変更面積の大小ではない。</p> <p>また、事業実施区域における改変箇所は、ゴルフ場として維持管理されている場所であり、スギ・ヒノキ・サワラ植林があるものの、既に人為的な管理による影響を受けており、自然度が高い森林区域等での改変を伴わな</p>   |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>いため、希少な動植物の生息・生育環境への影響を低減できているとしているが、自然度が高くない森林区域であっても、鳥類の生息には良好な環境を創出していること等が想定されることから、希少な動植物が生息・生育している可能性はある。</p> <p>さらに、ゴルフ場の芝等がパネル等の人工構造物に置き換わることによる環境の変化が、希少な動植物の生息・生育環境に及ぼす影響については、考慮されていないと思われる。</p> <p>また、反射光を低減する効果のあるパネルを使用する計画であり、動植物の生息・生育環境への影響を低減できているとのことであるが、反射率が低いものであってもパネルからの反射光や熱の発生がゼロになることはなく、パネルの色彩、配置の検討等がなされていないことから、反射光等による希少動植物の生息・生育環境への影響について「相当程度の影響を及ぼすおそれはない」とはいえない。</p> <p>なお、県が懸念する、事業実施区域からの排水先となる河川における希少な動植物の生息・生育環境に相当程度の影響を及ぼすおそれへの弁明がなされていない。</p> <p>以上により、事業者の弁明からは、「希少動植物の生息・生育環境に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とまではいえないと判断する。</p> |
| 弁明を踏<br>ました<br>判定理由 | 弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり  |

#### 判定基準の該当項目「1の(2)のエ」について

|                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 存在する施設、地域その他の対象 | 河川(事業実施区域を流域とする大見西川の支川及び沢) |
| 環境要素            | 河川の流量                      |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 弁明の機会の付与通知書における判定理由 | <p>事業実施区域から排水される沢は源流部で流域が小さいため、流域の雨水の流出する速度が大きく変化した場合は、それに応じて顕著に流量が変化する特性がある。</p> <p>このことから、事業実施区域への大規模なパネル設置に伴い、雨水排水の流出速度が大きくなることによる流出特性の変化が、河川の流量を増大させるなどの相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>   |
| 弁明(要約)              | <p>当該ゴルフ場の建設は昭和40年代であり、ゴルフ場建設に関する法的規制が少ない時代に造成工事を実施しているが、ゴルフ場から流出する雨水による周辺部の崩壊や下流域での洪水等が発生したとの話を聞いたことはない。</p> <p>今般、発電所として太陽光パネルを設置するが、原則として地盤面を改変しないことから、ゴルフ場に比べ雨水流出量は増大しない。</p> <p>しかし、既存ゴルフ場には調整池が整備されていないことから、ゴルフ場建設前の森林から現在の造成形状に改変された際には、下流河川への流出量</p> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>が増加したと想定し、事業敷地内に調整池を設置することで、近隣、周辺の住民に納得いただけるよう最新の降雨強度式等を利用し実施するものである。</p> <p>調整池を設置することで、ゴルフ場建設以前の土地利用状況を想定した流出量となり、ゴルフ場として土地利用されている現在よりも、大幅に流出量が減る。(調整池は、静岡県開発行為等の手引きに基づき計画)</p>  |
| 弁明に対する県の見解  | <p>弁明書に添付された調整池の設計概要から、計画されている調整池はゴルフ場建設前における地形状況である原野と、太陽光パネルを設置した場合と比較して、増大する雨水流出量を調整するものであり、調整池の容量や調整池からの流出量等が静岡県開発行為等の手引きに基づき設計されていることが確認できた。</p> <p>このことから事業実施区域に大規模なパネルを設置したとしても、河川の流量を増大させるなどの相当程度の影響を及ぼすおそれないと判断する。</p> |
| 弁明を踏まえた判定理由 | 弁明に理由があると認め、判定基準の「1の(2)のエ」には該当しないと判定する。(理由は「弁明に対する県の見解」のとおり)  |

#### 判定基準の該当項目「1の(3)のエ」について

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 存在する施設、地域その他の対象 | 富士箱根伊豆国立公園第3種特別地域(自然公園法) |
| 環境要素            | 景観                       |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 弁明の機会の付与<br>通知書における<br>判定理由 | <p>事業実施区域に近接する富士箱根伊豆国立公園は、火山活動等により形成された複雑な山稜等からなる景観の保全等を目的として指定されている。</p> <p>事業実施区域は、伊豆の国市における葛城山及び城山から国立公園を眺望した際、一緒に視認されることから、太陽光発電所のパネル等の人工構造物の存在が国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>   |
| 弁明(要約)                      | <p>伊豆の国市における葛城山から事業区域までの距離は約10km、城山から事業区域までの距離は約8km離れていること、また、それぞれの展望点から事業区域までの間には市街地が存在し、眺望景観の全面が自然景観ではないことから、景観の変化(現在、対象事業実施区域はゴルフ場であり、自然景観ではありません)による影響は極めて小さいものと考えている。</p> <p>葛城山からの眺望では、事業区域の全体が視認できるわけではなく、前面の地形により一部、隠れることが予想される。</p> <p>また、城山からの眺望では、城山は標高が葛城山より低いため、事業区域のほぼ全面が前面の地形の陰になり、視認できないことが予想される。</p> <p>葛城山からの眺望景観は、前面に市街地が存在し、その後方の山地にも人工構造物が点在している状況である。事業区域までの距離は約10kmであり、また、現在の事業区域はゴルフ場であり自然景観でないことから、太陽光発電所への用途の変更による景観への影響は、極めて小さいものと考</p> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>えている。なお、葛城山から北西方向を眺望すると富士山と駿河湾の美しい景観が存在しており、葛城山の眺望点としての価値が下がる恐れはない。</p>  |
| 弁明に対する県の見解  | <p>葛城山から事業区域までの距離は約 10km、城山から事業区域までの距離は約 8 km であることから、景観の変化による影響が小さいとしているが、景観に及ぼす影響がどう小さいのか、その程度が示されていないため、当該弁明の妥当性を判断できない。</p> <p>また、眺望点からの景観には既に市街地が含まれており自然景観ではないことから、事業が及ぼす景観への影響は極めて小さいとしているが、県は、国立公園と一体となる景観に影響を及ぼすことを懸念しているため、弁明は当を得ていない。</p> <p>さらに、そもそもゴルフ場は自然景観ではなく、太陽光発電所の施設が設置されたとしても自然景観への影響は極めて小さいとしているが、県は、ゴルフ場の芝等がパネル等の人工構造物に置き換わることによる国立公園との一体景観に及ぼす影響を懸念しているため、この弁明は当を得ていない。</p> <p>さらに、葛城山及び城山から事業区域を眺望した場合、前面の地形により事業区域が一部隠れ、又は視認できないことが予想されるとしているが、県の現地調査の結果、弁明のとおり、葛城山及び城山からは、事業区域の一部は視認できないものの、事業区域内の森林を伐採した場合には、事業区域の約 1 / 3 (約 10ha) 程度が視認される可能性があることを確認できた。10ha もの土地一面にパネルが設置された場合、パネルからの反射光やパネルの色彩等により、葛城山及び城山からの事業区域の方向の景観においてパネルの存在が相当程度の影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>以上により、事業者の弁明からは、「国立公園の景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とまではいえないと判断する。</p> |
| 弁明を踏まえた判定理由 | 弁明の機会の付与通知書における判定理由のとおり   |

## ○静岡県環境影響評価技術指針（抄）

(平成11年静岡県告示第525号)

(第1章～第2章 略)

## 第3章 静岡県環境影響評価条例施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準

施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準は、次のとおりとする。

- 1 第2種事業に係る条例第8条第3項(同条第5項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該**第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。**
  - (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。
  - (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該**第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象**(以下この項において「対象」という。)が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、**当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**
    - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域
    - イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
    - ウ **自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、その他人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地**
    - エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
  - (3) **当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**
    - ア 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域
    - イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域
    - ウ 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域
  - エ **自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第5条第1項の規定により指定された静岡県立自然公園の区域**
  - オ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)第10条第1項の規定により指定された静岡県自然環境保全地域
  - カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

ク 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

ケ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)

コ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

サ アからコまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(4) 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 環境基準であって、大気の汚染(光化学オキシダントに関するものを除く。)、水質の汚濁(大腸菌群数に関するものを除く。)又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第2種事業が1の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第2種事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が施行規則別表第1の第1種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

(2) 当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として1の(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。